

ケアタウン小平だより

年末のご挨拶にかえて 2020.12

認定 NPO 法人 コミュニティケアリンク東京
事務局 中川 稔進

皆さん、いかがお過ごしですか？ 今年も温かな応援のもと、ケアタウン小平チームは在宅ホスピスケアを実践することができました。心より御礼申し上げます。

さて、大切な交流行事「ケアタウン小平応援フェスタ」は、SARS のあった 2009 年以来中止の判断となりました。バルーンリリースを楽しみにしている理事長の山崎も「残念だが、今年は感染防止が最優先だ」と話していました。

そして 11 月末、ホスピスケアに重要な、一つの機会を中止しました。それは、『ケアタウン小平とご遺族交流会』です。前年に大切な人を亡くされたご遺族とスタッフが、今日に至るまでの時間を分かち合う会です。

この会は、時に悲嘆の中にいるご遺族にとつて灯りをともすことがあります。なぜならば、同じ時期に同じ体験をした方との語らいがあるからです。以前、当日まで来ることを悩みながらも、ともに語りあった時間が次へのステップとなった方もいます。スタッフにとっても気になっていた遺族の来し方を知る貴重な機会です。致し方ないとは言え、苦しい判断でした。

そこで、スタッフは対象となる 77 世帯へ手作りのメッセージカードを送りました。



その後間もなく届いた、一通のお手紙には、「(在宅ケア) わずか 4 日間のお付き合いでも、長い闘病の苦しみも痛みもなかつたかのような穏やかな旅立ちであったことが、残された家族の救い」と書かれていました。ご遺族に心を寄せる精一杯のメッセージカ

ドとなったのではないでしょうか。

また、従来ご案内はしても、当日の会にいらした方にしかメッセージは届けられませんでしたので、対象の方全員に、確かなものを届けることができた点は良かったと感じます。スタッフの気持ちが届くことを願ってやみません。

先日『あいまいな喪失』という言葉を新聞の記事で目にしました。紹介していたのは作家の柳田邦男さんです。急逝した志村けんさんを例に、家族が十分な別れの時間、死別の実感を持てないままに、その喪失感と葛藤に苦しむことだそうです。こうした遺族のお気持ちは、察してもしきれるものではありません。

一方、こうしたあいまいさや葛藤は、死別でなくとも、今年多くの人の心の中で生じたのではないでしょうか。「やりたい。絶対ダメではない。けど思い切れない、進めない」という状況が、仕事、飲食、帰省、近所へ出かける程度でも、日々、人の心にのしかかっています。

そんな世界の中で、ケアタウン小平として、感染防御に十分配慮しながら、再開を試みた活動があります。それは「ボランティア活動」と「集まれ子ども広場」です。4 月から 7 月まで一旦中止していた活動でしたが、スタッフ・ボランティアと相談し一部再開しました。どちらも時間や行動範囲など様々制約を求めます。

でも、「ここがあることは助かるわ。だって行く所ないから！」と笑顔で活動される方がいます。チクチクするのを気にもせず、掃き集めた落ち葉の山にワッサと駆け入る子どもらの顔があります。



変わらざるをえない世界にあって、変わらずにある人の確かさが、心を支えるのだと知るのです。こんな時だからこそ、それにしがみつきたい。そう思うのです。さて、来年はいかに！？

どうぞ皆さん、よいお年をお迎えください。

2020年に賛助会員費、及び3,000円以上のご寄付をいただいた皆様へ 上記の会費・寄付は、寄付金控除の対象です。

確定申告の際、当法人から送付された受領証明書をご使用ください。

※税額控除か、所得控除を選択することができる

※正会員および法人役員による寄付は、対象外です

※確定申告の詳細は、税務署にてご確認下さい。

寄付金の最大50%が税額控除＝減税されます

●個人が寄付をした場合

個人が仮認定または認定NPO（以下認定NPO）に寄付をした場合、確定申告をし、受領証明書を添付して「寄付金控除」の欄に金額を記入すれば、税金の還付を受けることができます。所得税のほか、住民税を含めると、税額控除方式の場合では、最大で約50%の税額控除が受けられます。

・所得税

控除額の算出方法：「税額控除」方式と「所得控除」方式の2つの方式があります。

どちらかを選択することができます。※控除を受けられる寄付金額は、年間総所得の40%が限度

税額控除方式（所得金額に関係なく原則的に減税額が同じ。2012年からの新方式）

（寄付金額 - 2,000円）×40% = 税額控除額 ※2

所得控除方式（従来方式。一般的に所得が多いほど有利。）

（寄付金額 - 2,000円）×（所得金額に応じた税率）=所得控除額※2

※2：控除税額の上限は所得税額の25%を限度

・個人住民税

お住まいの自治体によって異なりますので、お問い合わせください。【以下東京都の場合】

住民税の税額控除を受けられる寄付金額の上限は、総所得金額の30%

（寄付金額 - 2,000円）×10%（都民税4%+市区町村民税6%）に相当する金額